慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アメリカ連邦民事訴訟規則一一条における主張規律：真実義務論との比較のための予備的考察
Sub Title	Rule 11 sanctions in the FRCP and duty of honesty in the Japanese civil litigation : a preparatory note for the comparative analysis
Author	金, 美紗(Kim, Misa)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.112, (2017. 3) ,p.99- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170315-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ連邦民事訴訟規則一一条における主張規律

——真実義務論との比較のための予備的考察——

金　美　紗

一　本稿の目的
(一)　真実義務論の課題
(二)　本稿の位置づけ
二　ルール11にみる主張規律の変遷
(一)　連邦民訴規則制定前の状況——真実宣誓制度
(二)　一九三八年連邦民訴規則制定時のルール11規定
(三)　一九八三年改正に基づくルール11規定
(四)　小　括
三　現行ルール11における主張規律スキーム
(一)　一九九三年改正に基づく現行規定の概観
(二)　日本法との比較に際しての留意点

一　本稿の目的

㈠　真実義務論の課題

今日、わが国では、民事訴訟法二条の信義則規定などを根拠として、解釈上、真実義務を認める見解が圧倒的に多数となっている。[1] 多数説が認めるところの真実義務とは、主観的真実を述べる義務、すなわち、「当事者は、故意に虚偽の陳述をしてはならず、また、故意に虚偽の否認をしてはならない」との消極的義務である。他方、「当事者は、主張責任の所在に関わらず、知っているすべての事実を主張しなければならない」とする義務（「完全陳述義務」または「積極的真実義務」と呼ばれる）については、弁論主義との対立が顕在化しやすいとの理由から、わが国では伝統的に、真実義務の内容には含まれないと解されている。[2]

このように虚偽陳述の禁止という意味における真実義務が認められることについては、ほぼ異論がないところであるが、現行民事訴訟法の下では、真実義務を認めたとしても、実効的な義務履行確保の手段に欠けるという問題がある。[3] そのため、理念的な法規範としての意味を超えて、真実義務にどこまで実効的な主張規律としての役割を期待できるかが、真実義務論における今日的な検討課題となっている。この点、真実義務は、虚偽主張の抑止や早期排斥に有効な規律とは言えないとの伝統的な理解が未だ大勢を占めているものの、最近では、真実義務の実効化を説く論調も増えている。たとえば、松本博之教授は、真実義務違反が再審事由になりうることや、相手方の損害賠償請求権を発生させる場合があることを強調し、真実義務の実際的効用を説く。[4] また、加藤新太郎判事は、実体的真実発見のためには、弁護士の職務規範を媒介として、真実義務を実効的な規範として機能させるべきであるという。[5] さらに、虚偽陳述の禁止という行為規範の周知徹底を図ることを目的として、立法論として、真実義務の明文化を提唱する見解

もある。[6]

この問題を考えるうえで重要なのは、次の二つの視点である。すなわち、一方で、真実義務は倫理的道徳的な要求を法規範化したものとしての性質を有するものであるから、道徳の押し付けとならないよう、過度な実効化には慎重でなければならないとする考えがある。[7] しかし、他方で、真実義務が実効化されれば、主張過程における真実発見の要請が担保されるとともに、無用な争点を主張のレベルであらかじめ排除しておくことが可能となる。[8] したがって、一般論としては、当事者の弁論権への過度な制約とならないよう配慮しつつ、真実義務の実効化を検討していくことが望ましいと言えよう。

(二) 本稿の位置づけ

真実義務の実効化について検討する過程では、真実義務における行為規範の明確化にも取り組んでいかなければならない。なぜなら、今日のように「故意に虚偽を述べてはならない」というだけでは、禁止される行為の内容は漠然不明確で、行為規範としても十分な機能を果たせないからである。たとえば、当事者が、虚偽であるとの確証まではないが、その可能性が高いと思う事実を主張することは、虚偽陳述に該当するのか。ある事実の存在について、当初は間違いなく真実と思っていたが、審理が進むにつれ記憶違いだったかもしれないと思うようになった場合、当事者は、主張を撤回しなければならないのか。当事者自身が直接経験した事実ではなく、伝聞や信念に基づいて事実の存否を主張するケースは多いが、このとき、当事者が故意に虚偽を述べているかどうかはどのように判断されるのかなど、多くの疑問を指摘することができる。

ところで、アメリカには、虚偽陳述の禁止を含む主張規律規定として、連邦民事訴訟規則一一条（以下、「ルール11」とする）が存在する。[9] 後述のように、同規定における規律内容は、わが国の真実義務における議論に比べて格段

に仔細であり（後述第三章を参照）、真実義務における行為規範の明確化を考えるうえでも参考になるところが大きい。もっとも、ルール11は、一九三八年に連邦民訴規則が制定された当初から、今日のように精細な規定として存在していたわけではなく、規律内容が充実したのは、一九八三年と一九九三年の改正を経てのことである。そのため、ルール11の現行規定を論ずるに際しては、それに先立ち、規定の変遷過程を整理しておくことが有益である。

そこで、本稿では、まず、ルール11の制定経緯および改正経緯を振り返り、主張規律の内容がどのように変遷してきたかについて考察する。その後、ルール11の現行規定における主張規律スキームを確認し、真実義務との比較法的考察にあたっての留意点を指摘する。すなわち、本稿は、ルール11の現行規定に関する具体的な解釈論や裁判例を紹介するにあたり、準備的考察としての性格を有するものである。なお、ルール11に関しては、既にわが国でも多数の優れた先行研究があるが、それらは、必ずしも真実義務論との対比という視点からルール11を取り上げたものではない。[10] そのため、本稿では、先行研究に多くを依拠しつつも、従来とは異なる観点から、ルール11について論ずることとする。

二　ルール11にみる主張規律の変遷

㈠　連邦民訴規則制定前の状況――真実宣誓制度

ルール11は、一九三八年に連邦民訴規則が制定された際に、当時広く普及していた「真実宣誓制度（verification）」の一般的利用を廃止する代わりとして、導入された規定である。[11] そこで、連邦民訴規則の制定前に遡り、まず、真実宣誓制度の概略を述べておく。

1　真実宣誓制度とは

(1)　真実宣誓制度の内容

真実宣誓制度とは、プリーディング書面を提出する当事者は、書面の記載が真実であることについて宣誓（verify）しなければならないとする制度である。[12] プリーディング書面とは、プリーディング手続（訴え提起の直後に、書面によって主張の応酬がなされる手続）において、当事者から裁判所に提出される書面であって、請求権の存否に関する主張が記載されたものをいう。プリーディング書面の種類には、原告が提出するcomplaint（わが国の訴状に相当）や、被告が提出するanswer（わが国の答弁書に相当）などがある。これらのプリーディング書面は、弁護士が訴訟代理人として選任されていない事件では、当事者本人によって作成されるが、弁護士が選任されている事件では、普通は当該弁護士によって作成される。もっとも、後述のように、プリーディング書面の作成者が弁護士の場合であっても、真実宣誓をおこなう主体は、原則として当事者でなければならない。当事者が、プリーディング書面の内容が虚偽であることを知りつつ宣誓したときは、刑法上の偽証罪（perjury）が成立する。[13]

真実宣誓の方法には、次の二通りがある。一つは、プリーディング書面を裁判所に提出する際に、当事者の宣誓供述書（affidavit）[14] を添付するという方法であり、もう一つは、宣誓文言が記載されたプリーディング書面に当事者が署名し、その後、当該書面に公証人による認証を受けるという方法である。[15] 宣誓という手段を用いていることから明らかなように、真実宣誓は、当事者に対し、主観的真実を述べなくてはならないこと、すなわち、虚偽陳述をしてはならないことを課した規律である。

(2)　真実宣誓制度の趣旨

意欲的な司法改革論者であったDavid Dudley Fieldが起草した一八四八年ニューヨーク州民事訴訟法典のことを、一般に、「フィールド・コード」と呼ぶが、真実宣誓制度が広く利用されるようになったのは、フィールド・コード

からである。[16] フィールド・コードの最終草案には、「当事者または代理人もしくは訴訟代理人たる弁護士は、complaint, answer, reply に記載された内容が真実であることを宣誓しなければならない」との規定が置かれ、同規定がそのまま一八四八年法典へと引き継がれた。[17] なお、同規定の文言上は、「代理人もしくは訴訟代理人たる弁護士」も、当事者と並んで宣誓主体となり得るとされたが、解釈上、代理人または弁護士が宣誓することができるのは、当事者本人が外国にいて宣誓のための署名をすることができないなどの例外的事情がある場合に限られると解されていた。[18]

フィールド・コードにおける真実宣誓制度の導入は、以下でみるような二つの目的に基づくものであった。一つは、争点整理過程における真実の発見である。すなわち、フィールド・コードの下では、プリーディング手続は、陪審によるトライアル審理に先行して争点整理をおこなうための主たるプロセスであったため、そこでは、実体的真実に照らして偽りの争点と真の争点を識別し、早期に真の争点へ到達することが目指された。そのためには、プリーディング書面における虚偽主張や虚偽否認を禁止し、真実に沿った主張をさせることが必要であると考えられた。[19]

もう一つの目的は、主張の誠実性の確保である。フィールド・コードの最終草案においては、プリーディング書面における虚偽の陳述を禁ずべき理由として、次の四点が挙げられている。第一に、裁判所は、「倫理的な機関（school of morals）」であるから、訴訟手続においては道徳の手本が示されなければならず、真実に対しても神聖であることが要求される。第二に、ある事実が虚偽であることを知りながら、その事実に基づき相手方に対し権利を行使することは、明らかに正義に反するものであり、そのような不当な権利行使から市民を守らなければならない。第三に、訴訟は、それに費やされる公務員の労力の点からみても、証人または陪審員として参加を強要される市民の労力の点からみても、社会にとってコストであるから、「根拠のない訴訟（frivolous or fictitious lawsuits）」かどうかを審査する仕組みが用意されるべきである。第四に、当事者自身が信じていない事実であっても無制限に主張することが許される

ような制度の下では、プリーディング手続の改革は決して成功しない。[20] 以上の記述から明らかなように、虚偽陳述には、不道徳性や、相手方および司法制度に不当な負担を課すといった内在的弊害があると考えられたのであり、真実宣誓制度は、こうした弊害を未然に防ぎ、主張の誠実性を確保するために導入されたものであった。

2　真実宣誓制度の利用の拡大

Field が主導した訴訟制度改革は、アメリカ全土に絶大な影響を与え、フィールド・コードの制定から五〇年足らずの間に、同法典とほぼ同一の内容の民事訴訟法典を制定した州は、アメリカ全州の過半数を上回る二七州に達するまでになった。[21] こうした趨勢の中で、プリーディング手続における真実宣誓制度の利用も、アメリカ全土へ急速に拡大していった。

もっとも、各州における真実宣誓制度の導入の仕方には、大別して三つのヴァリエーションがあった。[22] まず、フィールド・コードと同じく、一律にプリーディング書面への宣誓を義務づける方法を採った若干の例があった。[23] これに対し、宣誓は義務ではなく、相手方に対し「誠実であれ」と要求する権利であると解し、当事者が自己のプリーディング書面に宣誓をすることで、相手方に対して当該権利を行使したとみる立場もあった。この立場に依拠した州は、どちらか一方の当事者が宣誓をした後は、もう一方の当事者も宣誓をしなければならないとの規定ぶりを採用した。[24] さらに、原則として、真実宣誓の必要はないが、プリーディング書面において一定の事項を主張する場合には、例外的に宣誓を要するという規定ぶりを採用した若干の例もあった。[25]

3　真実宣誓制度への批判の高まり

ところが、次第に、真実宣誓制度には、大きく二つの以下に挙げるような問題があることが指摘されるようになっ

た。第一の問題点として指摘されたのは、宣誓の形骸化である。形骸化がもたらされた要因としては、偽証罪の訴追の恐れが著しく低かったことや、宣誓が慣習化するにつれ、宣誓に本来期待されていたはずの厳粛さが失われてしまったことが挙げられている[26]。連邦民訴規則制定時の諮問委員会メンバーであったMorgan判事によれば、トライアルにおける審理の結果、プリーディング書面の記載内容の真実性に疑いが生じた場合であっても、当該書面に宣誓した当事者は、「弁護士が署名しろというのでしただけだ」と開き直るケースが多かったという[27]。

真実宣誓制度の第二の問題点として指摘されたのは、両立しない事実を選択的に主張することへの萎縮効果である[28]。この問題が顕在化した有名な例は、Bell v. Brown事件である[29]。同事件は、所有権に基づく土地の明渡請求訴訟であり、原告の土地所有権の有無が争点となった。被告は、answerにおいて、原告が本件土地の所有者であったことは一度もないと主張し、同時に、原告の所有権喪失事由として、所有権放棄および所有地の公用没収を主張した。これに対し、原告は、「原告に終始所有権がなかったことを前提とする主張と、原告に所有権があったことを前提とする所有権喪失の主張の両方が真実であることはあり得ない」との理由で、被告に対し、どちらか一方の防御方法に限定することを求めた。原告の論旨は、「真実宣誓制度の目的は、真実を引き出すことであるから、同一の事実が、一つのプリーディング書面において、一方では否認され他方では認められるということになれば、真実宣誓制度は破綻する」というものであった[30]。

第一審は、原告の主張をいれ、被告が所有権喪失の主張を防御方法として提出することを認めず、さらに、トライアルにおける関連証拠の提出も禁じた（控訴審も一審判決を維持[31]）。上告審であるカリフォルニア州最高裁は、原審の判断を不当として破棄・差し戻したが、同事件は、真実宣誓制度が、両立しない事実についての仮定的主張や選択的主張を封じる結果となりかねないことを示唆するものであった。

(二) 一九三八年連邦民訴規則制定時のルール11規定

1 立法経緯および立法趣旨

一九三〇年代に入ると、「真実宣誓制度は、正直者の犠牲のもとに、不道徳なものを優遇するようなものである」[32]とさえ評されたように、真実宣誓制度の機能不全は顕著なものとなっていた。そのため、一九三八年に施行された連邦民訴規則のルール11規定（以下、「オリジナル規定」とする）では、真実宣誓制度の一般的利用は廃止され[33]、真実宣誓制度に代わり、訴訟代理人である弁護士を義務主体として、主張の誠実性を確保するというスキームが採用されるに至った[34]。すなわち、オリジナル規定は、訴訟代理人たる弁護士に署名を義務づけ、当該署名によって、①プリーディング書面の内容を「確認（read）」したこと[35]、②プリーディング書面の内容が「正当な理由（good ground）」によって基礎づけられるものであると信じたこと、③プリーディング書面が訴訟遅延を招く目的で提出されたものではないことを確証させるものとした。そして、弁護士が、確証事項に反することを知りながらプリーディング書面に署名したときは、裁判所は、当該書面を排斥することができ、さらに、違反行為をおこなった弁護士個人に対し、適切な懲戒処分を科すこともできると定めた[36]。

このように弁護士を義務主体とする新制度が導入された理由は、弁護士倫理の領域では、弁護士に訴訟誠実追行義務があることが古くから認められており[37]、「プリーディングにおける濫用的な主張を防ぐには、署名によって確証した弁護士を、裁判所が懲戒できるというシステムの方が、偽証罪よりも効果的[38]」と考えられたためである。また、こうした新制度が採用された立法技術上の理由として、弁護士の署名により前記三つの事項を確証したものとするとの規定が、一九三八年当時、既に連邦エクイティ規則二四条に存在しており、同規定の文言を参考とすることが簡便であったことが挙げられる。

なお、既に述べたように、オリジナル規定の前身である真実宣誓制度には、主張の誠実性の確保と、争点整理過程における真実の発見という二つの役割が期待されていた。これに対し、連邦民訴規則の制定時には、争点整理過程において偽りの争点か真の争点かを識別するには、主張と証拠の照らし合わせが不可欠であるとの考えから、ディスカヴァリ、プリトライアル・カンファレンス、サマリ・ジャッジメントなどの争点整理のためのディヴァイスが新設され、プリーディング手続における争点整理機能は大幅に縮減された[39]。そのため、オリジナル規定の主たる役割としては、争点整理過程における真実発見の点は喪失し、主張の誠実性の確保に絞られるようになったと考えることが適当である[40]。

もっとも、こうして新設された規定に、その当時、真実宣誓制度をしのぐ実効性があると考えられていたかは、つまびらかでない。条文上は、裁判所による弁護士の懲戒と、プリーディング書面の排斥という二つの制裁規定が具備されたが、むしろ、当時の論者のほとんどは、オリジナル規定の実効性には懐疑的であった。たとえば、Moore 教授は、「ルール11は、弁護士に対し、プリーディング書面の作成および提出について、道徳的かつ職業倫理的な義務を課したもの」であるという[41]。また、ディスカヴァリの起草者であった Sunderland 教授も、「真実宣誓制度の無用性に照らせば、弁護士による確証というプランは、少なくとも試してみるだけの価値はあるように思われる」と述べるにとどまる[42]。同じく連邦民訴規則の起草者であった Clark 教授は、第二巡回区連邦控訴裁判所の判事をしていた頃、ルール11の実効性について、次のような消極的見解を示している。すなわち、弁護士に対し、ルール11違反を問うべきケースに遭遇することはあっても、当該弁護士が、不注意によって規律に違反したのか、規律を故意に無視したのかを判別することは難しく、さらに、制裁を賦課したとなれば、その制裁賦課命令の妥当性・適法性をめぐる争いが勃発するのは必至である。それでもなお、制裁の発動は裁判所の義務だとみることもできなくはないが、一つのケースを制裁により処遇したところで、「箒で海を掃くようなもの」である[43]。

2　一九三八年オリジナル規定における行為規範

先述のように、ルール11のオリジナル規定は、弁護士倫理への期待を強調することにより、主張の誠実性を確保することを企図したものであった。では、どのような主張を含むプリーディング書面が、「不誠実」なものと考えられていたのであろうか。真実宣誓制度の下では、故意の虚偽陳述のみが禁じられたのに対し、オリジナル規定の下で禁じられた不誠実な主張の態様は、故意の虚偽陳述よりも広範囲にわたっている。

すなわち、規定の文言から明らかなように、オリジナル規定は、訴訟遅延を主たる目的としたプリーディング書面の提出や、誹謗中傷的な主張を含むプリーディング書面の提出も禁ずるものであった。さらに、虚偽陳述との関係では、「プリーディング書面の内容が正当な理由によって基礎づけられるものである」ことを信じていなければならないとされた。この文言自体からは、弁護士が信ずべき対象はなにか、正当な理由とは何を意味するか、弁護士の心証はどの程度確からしいものである必要があるかなどの諸点について、一義的に明らかとは言えない[44]。しかし、オリジナル規定の適用が争われた数少ない裁判例においては、同文言は、少なくとも故意による虚偽陳述の禁止プラスアルファを要求したものであるとの解釈が示されていた。

たとえば、弁護士が、書面における主張内容が虚偽であることについての確信をもっていなかったとしても、ルール11違反に問われる場合があると述べた裁判例[45]や、プリーディング書面における主張内容が客観的真実に反することが公的記録と照合した結果などから一見して明らかである場合に、弁護士の主観を問題とすることなく、ルール11違反を認定した裁判例がある[46]。また、約款内にAという不当条項を有する複数の不動産ローン会社に対し、共謀による独禁法違背を理由としてクラスアクション訴訟が提起された事件では、原告側弁護士が、被告の特定にかかるコストの削減を目的として、Aという不当条項の利用の有無を調査する代わりに、地域の電話帳に記載された不動産ローン会社すべてを被告として訴えを提起したことが問題とされた。裁判所は、「原告側弁護士は、complaint（訴状）にお

ける主張が、すべての被告に対する関係で真実であると信ずるに足る合理的根拠を有していたのではなく、単に、網羅的に被告とされた者の中には、当該主張が妥当する者がいると信じていたにすぎない」と述べ、原告側弁護士について、ルール11違反を認定した。[47]

以上から明らかなように、オリジナル規定の下では、真実宣誓制度に比べ、より広範囲での「不誠実な主張」が禁じられていたといえる。しかし、不誠実主張が何かについての統一的な解釈指針はなく、「誠実な主張」と「不誠実な主張」の境界線は曖昧であった。とりわけ、弁護士が、ある事実について、虚偽であるとも真実であるとも確信を抱いていないような事案において、誠実性の有無がどのように判断されるかは難しい問題であった。こうした行為規範としての不明確性は、オリジナル規定が実務においてあまり利用されなかった理由の一つと考えられている。[48]

㈢　一九八三年改正に基づくルール11規定

1　八三年改正の内容

ルール11を取り巻く環境は、八三年改正により急激な変化をみせる。以下では、八三年改正によるルール11規定の文言と、オリジナル規定の文言とを対照し、その相違点を指摘することとしたい。なお、紙幅の関係上、条文全体の文言の紹介は省略し、必要な範囲で適宜引用するにとどめる。

(1)　適用対象の拡大

まず、適用される書面の範囲が、「プリーディング書面」から「プリーディング書面、申立書、その他すべての書面」（以下、「主張書面」とする）へと拡大された。さらに、規律の対象となる主体に、「訴訟代理人たる弁護士」だけではなく、「本人訴訟における当事者」も含まれた。

(2)　制裁賦課条項の新設

オリジナル規定が本来具備していた制裁賦課条項は削除され、代わりに、それとはまったく異なる内容の制裁賦課条項が挿入された。すなわち、オリジナル規定における制裁の内容には、「プリーディグ書面の排斥」と「弁護士に対する懲戒処分」の二種類しかなく、かつ、制裁を賦課するかどうかは、裁判所の「裁量（may）」に委ねられていた。しかも、書面を排斥することができるのは、弁護士に違反行為についての「故意（intent）」があった場合に限られ、さらに、懲戒処分を科すことができるのは、違反行為が「意図的に（willful）」おこなわれた場合に限るとされていた。つまり、どちらの制裁を発動するにせよ、弁護士の主観面を審理しなければならなかった。

これに対し、八三年改正の下では、違反が認定された場合の制裁発動は「必要的（shall）」であり、かつ、裁判所は「適切な制裁」を課すものとされ、採りうる制裁の種類には、「相手方当事者が支払うべき弁護士費用の賠償命令」まで含まれるものとされた。また、制裁発動の要件は、「本規定に違反して署名がされた場合」であり、行為者の主観は問題とならないものとされた。このように制裁権強化の姿勢が際立っており、改正案が公表された際には、「従来の規定とは異なり、新規定は、裁判所に対し、不当な訴訟行為を行う者に対する処罰義務（duty to penalize）を課していることが明白である」と言われたほどであった。[49]

(3)　調査義務の明記

行為規範にも変化があった。前述のように、オリジナル規定における確証事項は、①書面を確認したこと、②書面の内容が正当な理由によって基礎づけられるものであると信じたこと、③書面が訴訟遅延を招く目的で提出されたものではないことの三つであった。

これに対し、八三年改正では、①についてはそのまま維持されたが（ただし、前述のとおり、対象書面は拡大）、②および③の点に大きな修正が加えられた。すなわち、②は、「合理的な調査によって得られた経験・情報・信念に照らし、当該書面の内容が、事実によって十分裏づけられるものであること、および、法律論の内容が、既存法令によっ

て根拠づけられるものであるか、または、既存法令の正当な拡張解釈・類推解釈・反対解釈により根拠づけられるものであること」とされた。[50] すなわち、事実の存否および法的見解の妥当性について、主張書面の提出に先立ち、合理的な水準・範囲で調査をしなければならないとの調査義務が課された。さらに、③は、「当該書面が、嫌がらせ、訴訟遅延の招来、訴訟費用の増大などの不当な目的で顕出されたものではないこと」とされ、[51] 遅延目的に限らず、一切の不当な目的による書面提出が禁じられることとなった。

2　八三年改正の趣旨および経緯

(1)　八三年改正の趣旨

前述の文言の変化をみるだけでも、八三年改正において、「訴訟行為者の義務の拡大」と「制裁権の強化」という傾向が顕著に打ち出されていることは明らかであり、八三年改正についてのこうした評価は、学者の間でも定説となっている。[52] 諮問委員会注解は、八三年改正の趣旨を、次のように説明している。

すなわち、「新規定の新たな文言は、弁護士の責任を強調するとともに、義務の履行を制裁規定により強化することで、制裁の発動に後ろ向きな裁判所の姿勢を是正することを企図したものである…（略）…プリーディング手続および申立て手続の濫用的な利用状況と、適切なケースでの制裁発動について、連邦地裁が今以上に注意を喚起すれば、訴訟引き延ばしなどの濫用的な訴訟戦術は自粛され、訴訟手続の迅速化に資するであろう。…（略）…本規定の違反に対する責任の追及および処罰は、改正規定により奨励されているところであり、裁判制度の効果的な運用を確保するための裁判所の責任の一つである」。[53] つまり、ルール11の八三年改正の趣旨は、訴訟の効率化・迅速化にあり、その目的達成の手段として、機動的な制裁規定が整備され、かつ、弁護士行為の規制が強化されたのである。なお、八三年改正では、ルール11のほかに、プリトライアル・カンファレンスに関する規定（規則一六条）と、ディスカヴァ

リに関する規定（規則二六条）がパッケージとして改正されたが、そのすべてにおいて志向されたのは、訴訟の効率化・迅速化であった。[54]

もっとも、諮問委員会注解からは、主張書面の提出との関係で、どのような訴訟行為ないし訴訟戦術が、訴訟の効率化・迅速化を阻害するような濫用的行為であると評価されたのかは、はっきりしない。[55] 当時、アメリカにおいて、訴訟数が著しく増加しており、それにより、主張書面の提出量も増加していたであろうことはほぼ間違いないが、「濫用的な」主張書面の提出行為まで同時に増加したという実証的なデータは、どこにも存在しない。[56] ルール11の八三年改正を基礎づける立法事実が存在したかは疑問であり、八三年改正は、「逸話的情報（anecdotal information）」[57]に基づいて短絡的に行われた法改正であったというのが、今日の一般的な見方である。[58] 八三年改正に対しては、こうした批判的な評価があるものの、以下では、改正の趣旨を理解するため、当時の逸話の中身であった訴訟数の増加傾向と、弁護士の訴訟活動への批判状況について、紹介することとしたい。

(2) 八三年改正の経緯

訴訟数の爆発的な増加に関して、当時の諮問委員会メンバーであったMiller教授（Arthur R. Miller）は、「アメリカは訴訟社会である。今日、アメリカ人は、歴史上なかったほど訴訟をしている。われわれは、地球上のほかのどんな国民よりも高い訴訟率をもち、法曹が人口に占める割合はどの国よりも高く、われわれの訴訟システムは崩壊寸前である」という。[59]

Miller教授は、訴訟数の増加をもたらした要因として、次の四つを挙げる。第一は、費用面での訴え提起へのインセンティブが高いことである。アメリカは、弁護士費用の敗訴者負担原則を採用していないため、「負けたら相手方の弁護士費用まで支払わなければならない」という訴え提起時の心理的プレッシャーが働かない。また、完全成功報酬制度が存在するため、訴え提起時に弁護士費用を支払うだけの経済的余力がなくても訴え提起をすることが可能と

なる。さらに、独禁法違反事件、公民権法違反事件、消費者事件などでは、私人による訴え提起を促進するための政策として、勝訴者の弁護士費用を国が補塡する制度が設けられている。第二に、時代の変遷とともに、実体法による新たな権利の創造が進んできたことである。一九六〇年代には存在しなかった、消費者保護、環境保護、性差別の禁止などに関する制定法が、一九七〇年代初頭に整備されたことで、訴訟の対象となる実体法上の権利が拡大した。第三に、弁護士過剰問題である。弁護士間の競争が過熱することで、訴訟需要の掘り起こしという事態が生じた。第四に、一九三八年に制定された連邦民訴規則自体が、「訴訟へのオープン・アクセス」をポリシーとしていた。[60] すなわち、連邦民訴規則の制定者は、訴訟手続の運営により、体権の存否に関する判断の機会が奪われてはならないと考えていたため、訴え提起の段階でのスクリーニングを弱めるとともに、サマリ・ジャッジメントの利用にも消極的な姿勢を採り、一度訴えが提起されれば、自動的にトライアルまで進むことができるような状況を生み出した。

このような訴訟数の増加が問題視される一方、一九八〇年代のアメリカでは、弁護士の訴訟活動のあり方に対する不満も高まっていた。[61] とくに批判の的とされたのは、弁護士の自己利益重視型の訴訟追行態度であった。とりわけ、ディスカヴァリ手続における弁護士の敵対的姿勢が、訴訟における真実発見を阻害し、かつ、訴訟手続にかかるコストを増やしているとの問題提起は、幾度となく繰り返された。[62] 加えて、一九七六年のパウンド会議[63]では、Burger 連邦最高裁長官（当時）が、「弁護士は、公益のためではなく自分たちの利益のために裁判手続を利用しており、国民は法曹に対する信頼を失っている」との批判的言明をおこなった。[64] さらに、一九八〇年前後は、ＡＢＡ弁護士倫理規定の改正審議がおこなわれた時期でもあったところ、審議会が発表したドラフト案においては、弁護士による不利益情報開示義務ないし真実発見協力義務が強調されていた。[65]

また、この頃、連邦裁判所よりも、主として州裁判所で頻繁にみられた事象ではあるが、医療過誤事件における不当提訴の増加という問題があった。ときには、弁護士がほとんどろくに調査もしないまま、手術を行った医師ではな

い者を相手に訴えを提起するような事態も散見された。こうしたケースでは、医療過誤事件において勝訴した被告医師が、原告の弁護士に対して訴えを提起し、損害賠償を求める事態が増えていたが、請求が認容される可能性は低く、不当提訴による被害者保護の必要性が認識されるようになっていた。[66]

3　八三年改正の弊害と九三年改正

こうして、八三年改正の下では、事前調査をしさえすれば証拠による裏づけを欠くことが判明するような主張や、およそ議論に値しないような法的見解を主張することは、裁判所の業務負担を不必要に増やすだけの不当な訴訟行為であると捉えられ、こうした主張をした当事者および弁護士に対し、制裁が発動されるものとされた。これにより、ルール11の実効性は飛躍的に高まり、利用数も急増した。八三年改正からわずか三年半の間に、ルール11に関して、連邦地方裁判所および連邦控訴裁判所が下した決定の数は、判例集に登載されたものに限っても、合計で七〇〇近くに上っていた。さらに、この数字は、一九九〇年代後半になると、三〇〇〇を超えるようになった。[67]

しかし、他方において、八三年改正が過度に制裁の賦課を強調したことに対しては、おびただしい数の批判が寄せられた。[68] とくに、次の二つの弊害が問題視された。一つは、弁護士の訴訟活動に萎縮効果を与えかねないことである。とりわけ、人権訴訟など、新規性のある法律論を唱える必要がある分野の原告側弁護士に対し、高い萎縮効果を与えると言われた。[69] もう一つは、本案に関する訴訟とは別に、ルール11の制裁発動を争うためだけの付随的訴訟（「サテライト訴訟」と呼ばれる）が増加したことである。八三年改正が、弁護士費用の賠償命令という制裁を具備したことにより、この制度を使うインセンティブが高まり、実体権の存否とは無関係に、相手方に対し弁護士費用の負担を求めるためだけの道具として、ルール11が使われていると非難された。[70]

こうした弊害を除去すべく、連邦最高裁はふたたび改正作業に着手することになる。八三年改正時とは異なり、こ

の過程では、実証研究や裁判官・弁護士に対するアンケート調査が実施され、パブリックコメントの募集および検討も、広範囲にわたっておこなわれた。[71] こうして、制裁の緩和を主たる目的とする九三年改正が実現した。

㈣　小　括

ここまで、ルール11における主張規律の意義および機能の変化について述べてきた。興味深いのは、一九三八年オリジナル規定の下ではほとんど利用されなかったルール11が、八三年改正を経て、一躍利用頻度の高い規程となったことである。そうした変化をもたらした背景には、主張規律の意義に関する考え方の変化があった。すなわち、裁判制度にかかるコスト増加が問題視されるようになるにつれ、主張規律の意義は、「主張の誠実性の確保」から、「訴訟手続の迅速性・効率性の確保」へと変化していった。また、それに伴い、主張規律の内容も変化した。ルール11の前身である真実宣誓制度においては、当事者に要求されたのは、「故意による虚偽陳述の禁止」のみであった。ところが、一九三八年のオリジナル規定では、これに限られないより広範な不誠実主張が禁じられるようになった。さらに、八三年改正では、「事実上、かつ、法律上、合理的な根拠がある主張」でなければ、濫用的な主張に該当するものとされ、主張書面の提出前に、こうした根拠の有無を調査しなければならないものとされた。そのため、真実宣誓制度の頃に比べ、主張規律の内容はかなり異なるものとなった。

もっとも、その反面、八三年改正においては、義務履行確保を目的とした過度の制裁強化により、種々の弊害がもたらされることとなった。そのため、後述のように、九三年改正では、かなり思い切った制裁の緩和へと舵を切った。[72] こうしてみれば、ルール11の改正過程は、主張規律の実効性を、適切な範囲に限定して理論化するための、一つの試みであったとも評価できよう。

三　現行ルール11における主張規律スキーム

(一)　一九九三年改正に基づく現行規定の概観

九三年改正に基づく現行規定は、必要的署名に関する規定（規則一一条(a)）、確証事項に関する規定（一一条(b)）、制裁に関する規定（一一条(c)）、ディスカヴァリ手続への適用除外に関する規定（一一条(d)）の四つから成る。以下では、ルール11の適用対象である「書面による主張」の範囲を明らかにしたあと、規定の内容を行為規範と評価規範に整理して紹介する。

1　ルール11による主張規律の範囲

(1)　主張書面の意義

(a)　プリーディング書面

ルール11は、上述のように、主張書面、すなわち、「プリーディング書面、申立書、その他の書面による主張」について、規律を課した規定である（規則一一条(a)(b)）。

プリーディング書面とは、前にも述べたとおり、プリーディング手続において、当事者から提出される書面であって、請求権の存否に関する主張が記載されたものをいう。もっとも、プリーディング書面に記載される事項は、本案に関する主張に限られるわけではない。たとえば、complaintには、連邦地裁の事物管轄権を基礎づける主張を記載しなければならないものとされている（同八条(a)）。連邦民事訴訟規則におけるプリーディング書面の種類は、限定的である。[73]

(b)　申立書

申立書とは、各種の申立て、すなわち、裁判所に対する裁判の要求をするために提出される書面をいう。アメリカの連邦民事訴訟制度においては、無数の申立事由が法定されており、利用数も膨大な量におよぶ[74]。たとえば、管轄権がないことを理由とする訴え却下の申立て、移送の申立て、忌避の申立て、（第三者がする）訴訟参加の申立て、サマリ・ジャッジメントの申立て、新たなトライアルにおける再審理の申立て、判決からの救済を求める申立てなど、枚挙にいとまがない。これらの申立ては、原則として、申立ての内容および理由を記載した書面を提出する方法でしなければならないとされている（規則七条(b)(1)）。そのため、ルール11の適用対象となる申立書はかなり広範囲にわたる。

申立書に記載される主張の内容は、「申立ての内容および理由」であるから、申立ての内容が本案に関係するものであるときは、申立書においても、本案に関する主張がされることになる。たとえば、裁判官の忌避の申立てや移送申立ては、請求権の存否をめぐる争いとは無関係な申立てである。これに対し、サマリ・ジャッジメントの申立ては、請求権の存否を左右する争点について、トライアルによらない審理を求めるものであるから、本案に関する主張がされる。

(c)　その他の書面

「その他の書面」については、特別の定義規定が置かれていないが、一般に、訴訟が係属する裁判所が受理した書面でなければならないと解されている[75]。実際に問題とされることが多いのは、上申書（memorandum）や宣誓供述書（affidavit）である。これらの書面は、プリーディング書面ないし申立書に記載された法律論や事実を補強する目的で作成される書面であり、その性質上、当事者間でのみ交換されるものではなく、裁判所に対して提出されることが予定されている。したがって、弁護士ないし本人訴訟の当事者が作成したものについては、ルール11の適用対象となると解されている[76]。

なお、申立てに付随して提出される宣誓供述書は、申立ての審理に必要な事実を認定するための証拠として提出されるもので、その性質は、書証であることが多い[77]。そのため、宣誓供述書がルール11の適用対象に含まれるというのは、ルール11が、主張規律ではなく、書証の規律としても機能する余地を認めたように見える。

しかし、ルール11の適用対象となる宣誓供述書は、「当事者」および「訴訟代理人たる弁護士」が作成主体となるものに限られることに注意が必要である。当事者が作成主体となる宣誓供述書は、当事者による主張書面としての性質も兼ね備えている[78]。また、弁護士が作成する宣誓供述書も、多くの場合、主張書面としての性質を有する。たとえば、仮処分命令の申立てにおいて、弁護士が、迅速な決定を求めて、「差し迫った必要があること」を説明した宣誓供述書を作成することがある。また、サマリ・ジャッジメントの申立てにおいては、弁護士が作成主体とされる宣誓供述書のなかで、両当事者間に争いのない事実や、証拠によって明らかに認められる事実が記載される[79]。したがって、宣誓供述書がルール11の規律対象に含まれるのは、書証の内容を規律しようとする趣旨に基づくのではなく、あくまでも、宣誓供述書が主張書面としての性格を有する点に着目されたためと解される。

(2) ディスカヴァリ手続への適用除外

ディスカヴァリ手続においては、ディスカヴァリ要求書、異議書、ディスカヴァリ受諾命令の申立書、秘密保持命令の申立書、ディスカヴァリの対象・範囲の制限を求める申立書など、多くの書面が裁判所に提出される。もっとも、ディスカヴァリ手続との関係で提出される書面については、連邦民事訴訟規則二六条(g)および同三七条によって、別途規定が設けられており、ルール11の適用対象からは除外されている（規則一一条(d)[80]）。

2　行為規範

(1)　必要的署名

「訴訟代理人たる弁護士」または「本人訴訟の場合の当事者」は、主張書面に署名しなければならない。主張書面が署名を欠くものであるときは、直ちに欠缺が補正された場合を除き、裁判所は、書面を排斥しなければならない（規則一一条(a)）。

(2)　調査および確証（certification）

「訴訟代理人たる弁護士」または「本人訴訟の当事者」は、法的立論の妥当性および事実の存否の有無に関しては、主張書面の提出に先立ち、当該具体的な状況下において合理的に要求される程度の調査をしなければならない（規則一一条(b)）。

そして、主張書面を裁判所に顕出したときは、自己の有する経験・情報・信念にしたがい、次の四つの事項を確証したものとされる。確証事項の第一は、主張書面が、嫌がらせ、訴訟遅延の招来、訴訟費用の増大などの不当な目的で顕出されたものではないことである（同条(b)(1)[81]）。第二は、法律論に関する主張が、①既存法令の直接適用に依拠しているか、または、②既存法令の拡張解釈・類推解釈・反対解釈もしくは新たに確立される法理についての正当な立論に依拠していることである（同条(b)(2)[82]）。すなわち、既存法令の解釈論を展開したり、既存法令の解釈論では補えない新たな法理を主張したりするときは、およそ支持者がいないようないい加減な立論をしてはならず、学者の書いた法律文献や裁判例の多数意見・反対意見などを調査したうえで、少なくとも誰かしらの支持者がいると思われる主張をしなければならない[83]。

第三は、事実上の主張が証拠による裏づけを有するものであること、または、後の調査やディスカヴァリを経れば、証拠によって裏づけられる見込みがあることである（同条(b)(3)[84]）。第四は、事実上の主張に対する否認が、証拠に

よって基礎づけられるものであること、または、推測に基づいて否認する場合や、情報の欠如により不知の陳述をする場合には、そうした方法により否認をすることが合理的であることである（同条(b)(4)[85]）。

なお、書面の提出行為のほか、書面に記載された主張を、口頭で事後的に援用することも、確証行為にあたると定められている。そのため、事後的にこれらの確証事項を満たさないことが判明した場合には、当事者は、当該主張を撤回するか、適切な主張に修正しなければならないこともある[86]。

3　評価規範

(c)項は、九三年改正により大幅な修正が加えられた部分であり、前記行為規範への違反が認められた場合の、制裁の内容および手続に関する詳細な規定となっている。

裁判所は、前記(b)項の違反を認めたときは、裁量により、弁護士、ローファーム、当事者のいずれであるかを問わず、違反行為の責任を負うべき者に対し、適切な制裁を課すことができる。なお、(b)項の違反を犯した者が弁護士である場合、原則として、その弁護士が所属するローファームも、連帯して責任を負わなければならない。また、制裁の賦課は、被制裁者に対する重大な不利益となるから、被制裁者には、違反の認定に先立ち、告知聴聞の機会が与えられなければならない（規則一一条(c)(1)）。

当事者が、相手方サイドに対する制裁の賦課を申し立てるときは、独立の申立てを行わなければならず、かつ、申立書には、(b)項違反に該当する行為を具体的に特定して記載しなければならない。重要なのは、二一日間のいわゆるセーフ・ハーバー期間が存在し、制裁を申し立てられた側に対し、手厚い手続的保護が与えられている点である（同条(c)(2)[87]）。すなわち、連邦民事訴訟における申立ては、通常、当事者が申立書を相手方に送達し、送達証明書を得たうえで、当該送達証明書と共に、申立書を、裁判所の職員（clerk）ないし裁判官に提出する方法でおこなわれる。送

達は、裁判所に対する申立書の提出よりも前に実施されていれば良く、送達日と提出日の間に一定の期間を置かなければならないといったルールは存在しない（規則五条(d)(1)）。しかし、ルール11の制裁賦課の申立ての場合、申立人は、裁判所に対する申立書の提出日から起算して、最低でも二一日前には送達を完了しなければならない。しかも、この期間内に、相手方サイドが、ルール11違反に問われた書面や、請求、防御方法、主張ないし否認を撤回または修正した場合、もはや申立人は、申立書を裁判所に提出することはできない。したがって、一方当事者の申立てにより、相手方サイドに制裁が課されるのは、こうした手厚い保護にもかかわらず、違反行為が是正されない場合に限られる。この場合に、裁判所が制裁を課すこととしたときは、違反者に対し、申立人が違反行為のために支出を強いられた合理的費用（弁護士費用を含む）の賠償を命ずることもできる（規則一一条(c)(2)）。

以上に対し、裁判所は、職権で制裁を課すこともできる。もっとも、その際にも、「なぜ当該行為がルール11違反に該当しないのか」について、不利益処分を負う側に、反論の機会を与えるため、「理由開示命令（show-cause order）」を発令しなければならない（同条(c)(3)）。

また、「制裁の本質（nature of a sanction）」として、抑止効果との均衡が要請されている。すなわち、制裁の内容は、違反行為の繰り返しや、同種状況における類似の行為を抑止するために必要な範囲を超えてはならない（同条(c)(4)）[88]。これは、ルール11による制裁賦課の目的が、違反行為によって損害を被った相手方への補償ではなく、違反行為の抑止にあることを明らかにする趣旨である[89]。なお、代理人が選任されている訴訟の当事者には、(b)(2)項の法的見解の立論の不当性を理由に、金銭的制裁（過料や弁護士費用支払命令）を課すことはできない。この場合の金銭的負担は、弁護士にのみ負わせることとするのが適切と考えられたためである（同条(c)(5)(A)）。裁判所が職権で制裁を課す際にも、原則として、金銭的制裁を用いることはできない（同条(c)(5)(B)）[90]。

さらに、被制裁者に対し、上訴の機会を保障するため、制裁を課す裁判所は、制裁命令において、①制裁の対象と

された行為、および、②制裁の根拠となった規定を、具体的に明らかにしなければならない（同条(c)(6)[91]）。

(二) 日本法との比較に際しての留意点

1 アプローチの多面性

比較法的見地からみた場合、ルール11を日本法の解釈論に参考としうる場面は、何通りも考えられる。第一に、前述のように、ルール11は、本案の存否を基礎づける主張であるか、申立ての当否を基礎づける主張であるかを問わず、一切の「（裁判所に対する）書面による主張」について、主張内容が裁判所に無駄な労力を割かせるものであるかどうかに着目し、審理係属中の裁判手続内で、規制を課すものである。したがって、日本法の概念に引き直して言えば、訴権の濫用、申立ての濫用、信義則による後訴の遮断、真実義務など、「主張内容が不当と思われる事例」に関わる広範囲の議論を射程に含むものといえる。

第二に、訴訟行為の主体に着目した分析も可能である。八三年改正自体が、弁護士行為の規律を目的としていたように、ルール11は、実務においても、「弁護士の訴訟行為に対する規制」として機能しているところが大きい。そのため、弁護士の訴訟行為に対する規制を検討するうえで、ルール11は格好の素材となる[92]。

第三に、ルール11に関しては、主張規律としての面に着目するのではなく、むしろ、「不当な訴訟行為に対する制裁規定」であることに着目したアプローチを採ることも可能である。先述のように、八三年改正は、裁判官に無用な審理負担を課すような主張書面の提出を、訴訟制度の不正利用と捉え、こうした主張書面を提出した弁護士に対しては、現実に制裁を発動すべきとした。これを受けて、学者サイドも、八三年改正以後のルール11を論ずるうえでは、同規定が、裁判所侮辱などと並んだ制裁規定であることをとくに強調してきた。わが国においても、立法論として、濫用的な訴訟行為に対する制裁強化が議論されているが、それとの親和性が強く認められる[93]。

このように、ルール11を日本法の議論と比較する際の視点は、複数存在し、決して一つに絞られるわけではない。このことを認識しつつ、次稿においては、「真実義務論との対比」を視座として、現行ルール11の下での解釈論や裁判例を紹介することとしたい。

2　真実義務との比較にあたって

わが国では、当事者の真実義務と弁護士の真実義務とは、発生根拠を異にする別個の義務として理解されるのが一般的である。すなわち、当事者の真実義務は、民事訴訟法の信義則規定を根拠として生ずるのに対し、弁護士が負うべき真実義務は、弁護士倫理五四条、弁護士職務基本規定五条、七五条などにみられるように、弁護士の職業的な責務を根拠として導かれると説明される。[94] こうした見地に立てば、ルール11の議論を紹介するうえでも、その規律が「訴訟代理人たる弁護士」に対する規律なのか、「当事者本人」に対する規律なのかを区別して論ずべきであり、仮に前者であれば、弁護士が負う真実義務の解釈論には役立っても、当事者が負う真実義務の解釈論には役立たないのではないかとの指摘がされることが予想される。

結論からいって、筆者は、ルール11の議論は、「当事者」が負う真実義務の解釈論にも参考となるものと考えている。その理由は、次の二点にある。第一に、ルール11の規定の文言上、「訴訟代理人たる弁護士」と「本人訴訟の当事者」の両方が、規律対象とされている。そこでは、両者に対する規律の正当化根拠を区別した議論はされていない。[95] 第二に、多くの裁判例において、ルール11の定める行為規範、すなわち、「具体的な状況下において、合理的に要求される程度」の調査義務は、当事者にもひとしくあてはまると判示されている。[96] なお、このように解すると、当事者に対して過度に厳しい主張規律を課すことにならないかという疑問が湧くが、これに対しては、同一の行為規範のもとでも、調査の範囲・水準は、具体的な事案ごとに判断されるから、当事者に酷な結果にはならない。要求される調

査の合理性の有無は、当事者本人の場合には、「法的知識を有さない一般人」を基準に判断されるが、弁護士の場合には、「平均的な能力を有する弁護士」を基準に判断されるためである。[97]

したがって、日本法との比較法的考察においては、ルール11をめぐる議論は、「弁護士が負うべき真実義務」との関係でも、「当事者が負うべき真実義務」との関係でも、参考になると思われる。ただし、念のために述べておくと、ルール11を扱ったアメリカの文献のほとんどは、「弁護士に課せられる主張規律」に焦点を当てて議論をしている。また、実務における運用も、当事者に対する制裁事例に比べ、弁護士に対する制裁事例がはるかに多い。そのため、ルール11に関する議論を紹介する際にも、おのずから、「弁護士に対する主張規律」としての側面に偏りが出ることは否めない。しかし、それらの議論が、当事者との関係では全く意味を持たないというのではなく、むしろ、当事者に対する主張規律としても応用可能なものとして理解すべきである。

（1） 真実義務を肯定するのは、中野貞一郎「民事訴訟における真実義務」同『過失の推認』（弘文堂・一九七八年）一五三頁以下、加藤新太郎「真実義務と弁護士の役割」同『弁護士役割論［新版］』（弘文堂・二〇〇〇年）二七一頁以下、山本和彦「新民事訴訟法と真実の発見」東京弁護士会民事訴訟問題等特別委員会編『当事者照会の理論と実務』（青林書院・二〇〇一年）一三七頁、林屋礼二『新民事訴訟法概要［第二版］』（有斐閣・二〇〇四年）二一九頁、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ［第二版］』（日本評論社・二〇〇六年）一六四頁、中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編『新民事訴訟法講義［第二版補訂二版］』（有斐閣・二〇〇八年）二〇八頁［鈴木正裕］、新堂幸司『新民事訴訟法［第五版］』（弘文堂・二〇一一年）四八六頁、上田徹一郎『民事訴訟法［第七版］』（法学書院・二〇一一年）三四七頁、三木浩一＝山本和彦編『民事訴訟法の改正課題』（有斐閣・二〇一二年）一二頁、小島武司『民事訴訟法』（有斐閣・二〇一三年）三八五頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法上［第二版補訂版］』（有斐閣・二〇一三年）四七二頁、伊藤眞『民事訴訟法［第四版補正版］』（有斐閣・二〇一四年）二九七頁、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法［第八版］』（弘文堂・二〇一五年）一四二頁［松本博之］、山本弘＝長谷部由紀子＝松下淳一『民事訴訟法［第二版］』（有斐閣・二〇一五年）二〇二頁［山本弘］。真実義務を否定するのは、

兼子一（原著）『条解民事訴訟法［第二版］』（弘文堂・二〇一一年）八七九頁［竹下守夫］、山木戸克己「民事訴訟と信義則」同『民事訴訟法論集』（有斐閣・一九九〇年）七三頁。

（2）前掲注（1）に掲げた各文献を参照。

（3）中野・前掲注（1）一六九頁など。現行民事訴訟法には、真実義務違反に対する過料などの制裁規定は存在しないため、真実義務違反の効果として想定されるのは、主張の却下くらいである。ところが、真実義務違反の問題が顕在化するのは、当事者の主張が、証拠から認定される客観的事実と相容れないことが判明した時点であり、その時点では、裁判所は判決で心証通りの判断を示せば足りるから、あえて主張を却下する必要はない。むしろ、真実義務違反を理由に主張を却下しようとすれば、当該事実についての当事者の主観的認識を審理しなければならなくなり、かえって煩わしいという。

（4）松本＝上野・前掲注（1）一四三頁［松本］。

（5）加藤・前掲注（1）二七一頁以下、新堂・前掲注（1）四八六頁もこれに賛成する。

（6）三木＝山本編・前掲注（1）六頁以下。三木浩一〈司会〉「〈シンポジウム〉民事訴訟法の今後の改正課題」民訴雑誌五九号（二〇一三年）一九三頁［垣内秀介］。

（7）高橋・前掲注（1）四七二頁。

（8）山本・前掲注（1）一三七頁。

（9）ルール11と真実義務の類似性を指摘するものとして、加藤新太郎〈司会〉「〈座談会〉ルール11と弁護士の役割」判タ九二〇号（一九九六年）二三頁以下。

（10）前掲注（9）のほか、浅香吉幹「裁判所へのアクセスと訴訟手続の濫用――アメリカ連邦民事訴訟規則一一条の改正をめぐる議論からの示唆」石井紫郎＝樋口範雄編『外から見た日本法』（東京大学出版会・一九九五年）一五五頁以下、山本浩美「連邦民事訴訟規則一一条について――プリーディング書面等に対する当事者の署名に基づく責任――」秋田法学二六号（一九九五年）三四頁以下、椎橋邦雄「民事訴訟手続の円滑化と弁護士の責任――アメリカ連邦民事訴訟規則一一条の検討を中心に――」中村英郎教授古稀祝賀『民事訴訟法学の新たな展開（上）』（成文堂・一九九六年）六一七頁以下、酒井博行「民事訴訟の事実主張過程における弁護士の行為規範――アメリカ連邦民事訴訟規則一一条からの示唆――」九大法学八七号（二〇〇四年）三九頁以下。

（11）後掲注（33）（34）を参照。

(12) Charles E. Clark, Handbook of the Law of Code Pleading (2d ed. 1947) 216.

(13) Note, *Perjury in Verifying Pleadings*, 7 A.L.R. 1283 (originally published in 1920).

(14) 宣誓供述書とは、供述者が作成した文書のうち、偽証罪の制裁のもとに、宣誓・署名されたものをいう。柳田幸三「民事訴訟法の全面改正作業と宣誓供述書等について」貞家最高裁判事退官記念『民事法と裁判（上）』（民事法情報センター・一九九五年）八四頁など。

(15) Edwin E. Bryant, The Law of Pleading Under the Codes of Civil Procedure 286 (1891), The Late Charles Alan Wright & Arthur R. Miller, Federal Practice and Procedure §1387 (3rd ed.) [*hereinafter* Wright & Miller].

(16) フィールド・コードは、コモン・ローとエクイティの区別を廃止し、今日まで続くアメリカの民事訴訟制度の礎を築いたことで知られる。Stephen N. Subrin, *How Equity Conquered Common Law: The Federal Rules of Civil Procedure in Historical Perspective*, 135 U. Penn. L. Rev. 909, 932–939 (1987).

(17) Final Rep. Commissioner's note to §652, in Speeches, Arguments, and Miscellaneous Papers of David Dudley Field, 302 (1884), N.Y. 1848, Sec. 133.

(18) Clark, *supra* note 12, at 219.

(19) Field, *What Shall be Done with the Practice of the Courts?* in Speeches, *supra* note 17, 226, 239, 240 (1884). *See also*, Stephen N. Subrin, *David Dudley Field and the Field Code: A Historical Analysis of an Earlier Procedural Vision*, 6 Law & Hist. Rev. 311, 330 (1988).

(20) Final Rep. *supra* note 17, 302–303.

(21) *See generally*, Charles M. Hepburn, Historical Development of Code Pleading in America and England 91–124 (1897).

(22) Clark, *supra* note 12, at 217–218.

(23) たとえば、アラスカ州、ハワイ州など。

(24) たとえば、カリフォルニア州、アイダホ州など。なお、ニューヨーク州自体も、フィールド・コードが制定された翌年に民事訴訟法典の一部改正をおこなう、この規定ぶりを採用することとした。N.Y. Laws 1849, c 438, §157.

(25) たとえば、アリゾナ州、コロラド州など。

(26) Robert Wyness Millar, *The Old Regime and the New in Civil Procedure*, 14 N.Y.U. L. Q. Rev. 197, 199 (1936), Edward W.

Cleary, *The Use of Pleading*, 40 Ky. L. J. 46, 52 (1951), Edson R. Sunderland, *The Theory and Practice of Pre-trial Procedure*, 36 Mich. L. Rev. 215, 218 (1937).

(27) *See* Vol. 2 of the Transcripts of the Feb. 20–25, Advisory Committee's on Rules of Civil Procedure, at 376–377 (Morgan. J.).

(28) Millar, *supra* note 26, at 199, D. Michael Risinger, *Honesty in Pleading and Its Enforcement: Some "Striking" Problems with Federal Rules of Civil Procedure*, 61 Minn. L. Rev. 1, 6, *see* Note 16 (1976).

(29) Bell v. Brown, 22 Cal. 671 (1863).

(30) *Id.* at 674.

(31) *Id.* at 677–678.

(32) Millar, *supra* note 26, at 199.

(33) 後掲注（36）でみるように、ルール11のオリジナル規定には、「本規則ないし制定法においてほかに特段の定めがない限り、プリーディング書面への真実宣誓または宣誓供述書の添付は要さない」との一文があった。なお、特段の定めによる例外が認められていることから明らかなように、連邦民訴規則は、現在でも、特定の書面については真実宣誓を要求している。たとえば、株主代表訴訟においては、濫訴防止の必要性が類型的に高いことから、原告が提出するcomplaintについて真実宣誓が要求されている（規則23.1条）。

(34) Charles E. Clark, *The Lawyer's Duties to the Courts*, 7 Flo. L. Rev. 404, 407 (1954).

(35) この確証要件は、弁護士が自ら作成したプリーディング書面に署名する場合には、ほとんど意味をもたない。これに対し、プリーディング書面に「署名」した弁護士と、プリーディング書面を「作成」した弁護士とが異なる場合もある（たとえば、複数の弁護士が訴訟代理人として選任されているケースや、訴訟代理人たる弁護士が、事務所のアソシエイトに書面を起案させる場合）。本確証要件は、後者の場合において、署名者は、第三者が作成した書面の内容を閲読しなければならないことを意味するものである。

(36) Fed. R. Civ. P. 11, 1938.「訴訟代理人が選任されている場合、訴訟代理人たる弁護士の少なくとも一人は、すべてのプリーディング書面に個人名で署名し、かつ、住所を記載しなければならない。本人訴訟の場合には、当事者本人が、プリーディング書面に署名し、かつ、住所を記載しなければならない。本規則ないし制定法においてほかに特段の定めがない限り、プリーディング書面への真実宣誓または宣誓供述書の添付は要さない。Answerにおける主張が宣誓の下になされた場合、

当該主張を反証するには、二名の証言、または、一名の証言（当該証言者の信用性が、補強的な状況によって維持される者である場合に限る）によらなければならないとのエクイティ・ルールは、これを廃止する。弁護士による署名は、次の事項を確証したものとする。署名者が、プリーディング書面を確認したこと、自己の経験・情報・信念に照らし、プリーディング書面の内容を基礎づける正当な理由があると信じたこと、書面が、訴訟遅延を招く目的で提出されたものではないこと。プリーディング書面が、署名を欠くものであるとき、または、本規定の目的に反する意図で署名されたものであるときは、当該書面を、不誠実かつ虚偽を理由として排斥することができる。この場合、訴訟は、当該書面が提出されなかったものとして進行する。本規定の意図的な違反に対し、弁護士は、適切な懲戒処分を受けることがある。中傷的または不適切な事項が記載された場合についても、同様とする」。

(37) Bernard C. Gavit, *The New Federal Rules and State Procedure*, 25 A.B.A.J. 367, 371 (1939). *See generally*, Carol Rice Andrews, *Standards of Conduct for Lawyers: An 800-Year Evolution*, 57 SMU L. Rev. 1385 (2004)（裁判官の尊重、濫訴の禁止、虚偽陳述の禁止などの訴訟上の義務は、一九世紀以前から、モラルとして弁護士に課せられていた規範である）.

(38) Cyclopedia of Federal Procedure, 3rd ed., §14. 66.

(39) Sunderland, *supra* note 26, at 215-219.

(40) Risinger, *supra* note 28 は、一貫して、ルール11の趣旨は、主張の誠実性（honesty）の確保にあるという。

(41) 2 Moore, Federal Practice §11. 02 at 2103-2104 (2nd ed. 1948).

(42) Sunderland, *The Availability of the New Federal Rules for Use in the State Courts of Ohio*, 4 Ohio St. U.L.J. 143, 146 (1938).

(43) Clark, *supra* note 34, at 408.

(44) C Robert L. Carter, *The History and Purposes of Rule 11*, 54 Fordham L. Rev. 4, 5 (1985).

(45) Freeman v. Kirby, 27 F.R.D. 395, 397 (1961). 事案はやや特殊である。本件訴訟の原告の訴訟代理人を務めた弁護士 Holland は、訴訟上の和解によって終結した別訴の株主代表訴訟において、原告側弁護士と被告たる取締役の一人との間で共謀が行われ、不当な内容の和解が結ばれたことを疑い、独自に調査を行っていた。その結果、共謀が行われた可能性がかなり高いと判断するに至り、当該取締役を相手に和解無効確認の訴えを提起することを企図した。そこで、訴外会社の株主に対し、原告となることを依頼して、和解無効確認の訴えを提起したが、事実上、原告は単なる傀儡にすぎなかった。

(46) Bertucelli v. Carreras, 467 F. 2d 214 (1972).

(47) Kincee v. Abraham Lincoln Federal Savings and Loan Association, 365 F. Supp. 975 (1973). なお、裁判所は、原告側弁護士に対し、被告が負担した弁護士費用の支払いを命じている。もっとも、オリジナル規定の明文上は、裁判所に金銭的制裁を課すことができるとの文言はない。そのため、ルール11の下での弁護士費用の支払命令権限の有無については、解釈が分かれていた。肯定するのは、Nemeroff v. Abelson, 620 F. 2d 339, 350 (2nd Cir. 1980)（ただし、本件事案では弁護士の主張が不誠実であるとは認められないとして、弁護士費用の支払いを命じた原審を破棄）、否定するのは、U.S. v. Standard Oil Co. of California, 603 F. 2d 100 (9th Cir. 1979).

(48) 1983 Advisory Committee's Note, *reprinted in* 97 F.R.D. 165, 198 (1983), Wright & Miller, *supra* note 15, at §1331.

(49) Comments, *Deterring Dilatory Tactics in Litigation: Proposed Amendments to Rule 7 and 11 of the Federal Rules of Civil Procedure*, 26 St. Louis U. L. J. 895, 913 (1982). なお、改正案は一九八一年に公表され、実質的にそのまま八三年改正へと反映されている。1983 Advisory Committee's Note, *supra* note 48, at 191.

(50) Fed. R. Civ. P. 11, 1983. "…to the best of his knowledge, information, and belief formed after reasonable inquiry it is well grounded in fact and dis warranted by existing law or a good faith argument for the extension, modification, or reversal of existing law,…".

(51) *Id.* "...and that it is not interposed for any improper purpose, such as to harass or to cause unnecessary delay or needless increase in the cost of litigation".

(52) See generally, Stephen N. Subrin, *The New Era in American Civil Procedure*, 67 A.B.A.J. 1648 (1981), Stephen B. Burbank, *Sanctions in the Proposed Amendments to the Federal Rules of Civil Procedure: Some Questions about Power*, 11 Hofstra L. Rev. 997 (1983), Randy L. Agnew, *Recent Changes in the Federal Rules of Civil Procedure: Prescriptions to Ease the Pain?* 15 Tex. Tech L. Rev. 887 (1984), Arthur R. Miller, *the Adversary System: Dinosaur or Phoenix*, 69 Minn. L. Rev. 1 (1984), Lawrence M. Grosberg, *Illusion and Reality in Regulating Lawyer Performance: Rethinking Rule 11*, 32 Vill. L. Rev. 575 (1987), Georgene M. Vairo, *Rule11: A Critical Analysis*, 118 F.R.D. 189 (1988), Developments in the Law, *Lawyers' Responsibilities and Lawyers' Responses*, 107 Harv. L. Rev. 1547 (1993–1994).

(53) 1983 Advisory Committee's Note, *supra* note 48, at 198, 200.

(54) *Id.* at 201–220.

(55) Richard L. Marcus, *Of Babies and Bathwater: The Prospects for Procedural Progress,* 59 Brook. L. Rev. 761, 795 (1993).

(56) William W Schwarzer, *Rule 11: Entering A New Era,* 28 Loyola L. A. L. Rev. 7, 8 (1994).

(57) Margaret L. Sanner and Carl Tobias, *Rule 11 And Rule Revision,* 37 Loyola L. A. L. Rev. 573, 588 (2004).

(58) *Id.,* Marcus, *supra* note 55, at 795, Stephen B. Burbank, *The Transformation of American Civil Procedure: The Example of Rule 11,* 137 U. Penn. L. Rev. 1925, 1927 (1989).

(59) Arthur R. Miller, The August 1983 Amendments to the Federal Rules of Civil Procedure 2–3 (Federal Judicial Center 1984).

(60) *Id.* at 3–9. See also Miller, *supra* note 52, at 2–12 (これらの要因による訴訟数の増加を、「訴訟爆発 (litigation explosion)」と呼ぶ).

(61) Georgene Vairo, *Rule 11 and the Profession,* 67 Fordham L. Rev. 589, 592 (1998).

(62) たとえば、Marvin E. Frankel, *The Search for Truth: An Umpireal View,* 123 U. Pa. L. Rev. 1031 (1975), Wayne D. Brazil, *The Adversary Character of Civil Discovery: A Critique and Proposals for Change,* 31 Vand. L. Rev. 1295 (1978) など。

(63) 司法制度改革に関する様々なテーマを議論するため、二〇〇名以上の現役判事、法曹実務家、学者が一堂に会した。

(64) Keynote Address by Honorable Warren E. Burger, *Addresses Delivered at the National Conference on the Causes of Popular Dissatisfaction with the Administration of Justice,* 70 F.R.D. 79, 90 (1976).

(65) Kutak Comission, Discussion Draft January 30th (1980).このドラフトは、一九八三年に採択されたModel Rules of Professional Conduct の草案である。*See also,* Geoffrey C. Hazard Jr., *Arguing the Law: The Advocate's Duty and Opportunity,* 16 Georgia L. Rev. 821 (1982)（ドラフト案作成の際、レポーターを務めたHazard教授は、弁護士が、主張書面において自己に有利な情報のみを開示する傾向にあることを問題視する).

(66) Lee Ann Pizzimenti, *A Lawyer's Duty to Reject Groundless Litigation,* 26 Wayne L. Rev. 1561 (1980), Wesley A. Cann, Jr., *Frivolous Lawsuits –the Lawyers' Duty to Say "No",* 52 U. Colo. L. Rev. 367 (1981).

(67) Georgene M. Vairo, *Rule 11: Where We Are and Where We Are Going,* 60 Fordham L. Rev. 475, 480 (1991).

(68) *See generally,* Georgene M. Vairo, Rule 11 Sanctions 12–15 (3rd ed. 2003). なお、八三年改正に関するその他の批判については、加藤〈司会〉・前掲注（9）三一頁、浅香・前掲注（10）一五八頁、椎橋・前掲注（10）六二三頁、酒井・前掲注

（10）六四頁を参照。

（69）Melissa L. Nelken, *Sanctions Under Amended Federal Rule 11 –Some "Chilling" Problems in the Struggle Between Compensation and Punishment,* 74 Geo. L. J. 1313（1986）.

（70）William W. Schwarzer, *Rule 11 Revisited,* 101 Harv. L. Rev. 1013（1988）.

（71）九三年改正の経緯については、Sanner & Tobias, *supra* note 57が詳しい。

（72）1993 Advisory Committee's Note, *reprinted in* 146 F.R.D. 401, 507（Scalia 最高裁判事（当時）は、九三年改正による制裁の緩和は、ルール11の実用性および趣旨を著しく損なうものであるとして、改正案に反対する）.

（73）Fed. R. Civ. P. 7（a）.

（74）Wright & Miller, *supra* note 15, at §1190.

（75）ABA Standards and Guidelines for Practice under Rule 11 of the Federal Rules of Civil Procedure, 121 F.R.D. 101, 111（1988）. 裁判例として、Adduono v. World Hockey Ass'n, 824 F. 2d 617, 621（8th Cir. 1987）なお（当事者間でのみ交換され、裁判所には提出されなかった和解条項書面について、ルール11の適用を否定）。

（76）Vairo, *supra* note 68, at 205. なお、宣誓供述書がルール11の適用対象となることは、連邦最高裁も認めている。Business Guides, Inc. v. Chromatic Communications Enters., Inc., 498 U.S. 533, 546（1991）（ただし、Kennedy, J. dissenting, at 562は、宣誓供述書は、裁判権の発動を引き起こす書面ではないから、ルール11の適用対象とはならないとして反対する）.

（77）David Herr, Roger S. Haydock and Jeffrey W. Stempel, Motion Practice（7th ed. 2016）§3. 07.

（78）わが国の陳述書の利用方法をめぐっても、陳述書は書証であるが、しかし、その機能は準備書面と重なっているとの指摘がある。高橋・前掲注（1）八一二頁。

（79）John H. Garvey, *The Attorney's Affidavit in Litigation Proceedings,* 31 Stan. L. Rev. 191, 194–197（1979）.

（80）1993 Advisory Committee's Note, *supra* note 72, at 592.

（81）"it is not being presented for any improper purpose, such as to harass, cause unnecessary delay, or needlessly increase the cost of litigation".

（82）"the claims, defenses, and other legal contentions are warranted by existing law or by a nonfrivolous argument for extending, modifying, or reversing existing law or for establishing new law".

(83) 1993 Advisory Committee's Note, *supra* note 72, at 587.

(84) "the factual contentions have evidentiary support or, if specifically so identified, will likely have evidentiary support after a reasonable opportunity for further investigation or discovery".

(85) "the denials of factual contentions are warranted on the evidence or, if specifically so identified, are reasonably based on belief or lack of information".

(86) 1993 Advisory Committee's Note, *supra* note 72, at 585.

(87) Wright & Miller, *supra* note 15, at §1337.

(88) 制裁には、非金銭的な命令（主張書面の排斥、弁護士に対する訓戒ないし戒告、倫理教育的プログラムへの参加命令、他の懲戒機関への処分委託命令など）、裁判所に対する過料などがある。弁護士費用の全部賠償命令または一部賠償命令を課すことができるのは、当事者の申立てがあった場合に限られる。

(89) 1993 Advisory Committee's Note, *supra* note 76, at 587-588.

(90) それが許されるのは、(b)(3)項違反を問題とする場合で、理由開示命令が発令されており、かつ、訴えが取下げられるか、和解が成立する前であるときに限られる。

(91) Wright & Miller, *supra* note 15, at §1337. 3.

(92) 酒井・前掲注（10）三九頁以下は、こうしたアプローチを採る。

(93) 三木＝山本編・前掲注（1）一八四頁以下。なお、連邦民事訴訟規則には、その施行時から、訴訟手続を懈怠した者に対する制裁規定として、欠席判決（default judgment）の制度や、ディスカヴァリ手続におけるサンクション規定が存在した。さらに、訴訟代理人たる弁護士をも制裁対象とした制定法として、裁判所侮辱の制度や、連邦費用法（28 U.S.C. §1927）が存在した。もっとも、裁判所は、制裁の賦課よりも実体的な判断をすることに前向きであり、これらの制裁規定が、実務において活用されることはほとんどなかった。ところが、弁護士の訴訟追行のあり方に対する不満の高まりや、裁判制度の負担増加に伴い、制裁規定には、徐々に積極的な意味づけが与えられるようになる。とりわけ、一九七〇年のディスカヴァリ改正におけるサンクション規定の整備が一つのきっかけであるといえよう。以上については、Maurice Rosenberg, *Sanctions to Effectuate Pretrial Discovery*, 58 Colum. L. Rev. 480（1958）, Notes, *Sanctions Imposed by Courts on Attorneys Who Abuse the Judicial Process*, 44 U. Chi. L. Rev. 619（1977）, Rodes et al., *supra* note 47 を参照。

（94）加藤・前掲注（1）二九〇頁、高橋宏志「民事訴訟引延しと弁護士倫理・懲戒」NBL五七五号（一九九五年）八頁。

（95）1993 Advisory Committee's Note, *supra* note 72, at 584-585. 両者を併せて「litigants」と呼び、litigants には「誠実義務（duty of candor）」が課されると論じる。義務の性質は、何ら区別されていない。

（96）Goad v. Rollins, 921 F. 2d 69, 71（5th Cir. 1991）など。

（97）Vairo, *supra* note 68, at 276-285.

金　美紗（キム　ミサ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　ニューヨーク大学ロースクール（LL. M.）
所属学会　民事訴訟法学会
専攻領域　民事訴訟法
主要著作　「争点整理の初期段階における主張規律」『法学政治学論究』第一〇四号（二〇一五年）
「アメリカ連邦民事訴訟における否認陳述の規制」『法学政治学論究』第一一〇号（二〇一六年）